

第5回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和7年8月19日(火) 13時15分～16時55分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 2名

4 議 題

- (1) 山口県最低賃金の改正決定について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 前回の労働者側提示の「引上げ額68円」、使用者側提示の「引上げ額48円」を確認し、労使双方から説明事項があるか確認したところ、双方からの特段の追加説明はなく、公労、公使の二者協議へ移行した。
- (2) 複数回にわたる二者協議の結果、労働者側からは、現状では金額提示「引上げ額68円」維持、また発効日については、本年度は最短の10月16日とし、来年度の議論にしたいと主張。

使用者側は、歩み寄りを見せ、目安額と発効日をセットで考えるということ踏まえた上で、引上げ額を目安額63円、発効日を11月1日とする案を提示。

これ以上の労使双方の歩み寄りは困難と判断されたことから、「時間額1,043円、引上げ額64円(引上げ率6.5%)」とする公益委員見解を示した。

- (3) 公益委員見解について採決した結果、賛成多数(公益賛成2、労側賛成3、使側反対2・欠席1)で結審した。

また、本専門部会で取りまとめた専門部会報告書の内容を公労使で確認し、山口地方最低賃金審議会へ報告することが了承された。